

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20260202	さくら株式会社(法人番号9130001012774) 代表者田島寛文	京都府京都市山科区上花山坂尻106番地	岡山営業所	岡山市北区野田2-11-1	文書警告(処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和7年12月24日及び令和8年1月21日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)疾病、病労等のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)	2	2
20260204	雅屋冷送有限会社(法人番号4240002045676) 代表者村野雅尚	広島県福山市加茂町下加茂199-5	本店営業所	広島県福山市加茂町下加茂227	文書警告(処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第15条第3項及び同法第27条第3項	令和6年10月9日及び令和7年2月27日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(事業用自動車の数)(道路運送法第15条第3項)、(2)アルコール検査状況の写真記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第7項)	16	1
20260217	日ノ丸ハイヤー株式会社(法人番号4270001000654) 代表者岡周一	鳥取県鳥取市古海601番地8	鳥取営業所	鳥取県鳥取市古海601番地8号、602番地4	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年12月11日及び令和8年1月16日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)業務記録の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)、(4)運行指示書の記載事項等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)	0	0